

## 一般質問通告書

令和元年 5 月 15 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 前田 敬孝

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>1. 2020 年の琴浦町総合戦略における SDGs (持続可能な開発目標) の位置づけと進捗状況について</p>	<p>① 3月の定例会で、町長は「持続可能な町になっていくためには、SDGs を参考にして総合戦略を作って行きたい」と答弁されました。町長にとって 11 年後の 2030 年、「財政・経済」「社会・生活」「環境」の 3 つの側面で、具体的にはどのような状態が持続可能なのか、琴浦町のあるべき姿を伺う。この総合戦略策定に当たり、なぜ SDGs を参考にしようと思われたのか。その進捗状況と総合戦略の中でどのような位置づけになっているか伺う。</p> <p>② 「持続可能な町」を実現するためには、経済成長 (=健全な財政) を推進しながら、あらゆる社会課題を解決し、環境にも大きな配慮が必要になる。そのためには民間や教育機関、金融機関だけでなく、他地域との連携も不可欠である。そのきっかけをどのような形で作ろうとしているのか。さらにそれなりの予算が必要になるが、財源は確保できるのか。</p> <p>③ SDGs は国際的な努力目標であり、法的拘束力はなく強制されるものでもない。あくまで自主的な取り組みに過ぎない。ただし一度取り組みを始めたら、SDGs の理念である「だれひとりとして取り残さない」を実現しなければならない。本気で SDGs に取り組み目標を達成する、または達成できる公算はあるか。</p>	<p>町 長</p>

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>2 町において、  <b>※1 Society5.0</b> と呼ばれる「超スマート社会」に向けた人材教育のありかたを、どのような形で推進するか。さらに <b>SDGs</b> のゴール4の「だれひとり取り残さない」の実現に向けた取組みについて。</p> <p><b>※1 「Society5.0」</b>とは、狩猟社会（<b>Society1.0</b>）                  農耕社会（<b>Society2.0</b>）                  工業社会（<b>Society3.0</b>）                  情報社会（<b>Society4.0</b>）                  に続く、新たな社会を目指すもので、<b>第5期科学技術基本計画</b>においてわが国が目指す未来社会の姿として初めて提唱されました。</p>	<p>① <b>Society5.0</b>（超スマート社会）をどのように理解され、どのような社会になっていくのか、町長の認識を伺うとともに、<b>Society5.0</b> に対応する人材育成が <b>ESD</b>（“Education for Sustainable Development” 「持続可能な発展のための教育」）の中で位置づけられているが、今までの教育とどのような点が異なるのか、町長と教育長の見解を伺う。</p> <p>② <b>Society5.0</b> 社会へむけ <b>ICT</b> 教育の充実をはかり <b>ESD</b> が求める「持続可能な社会の担い手づくり」のためとして、約 1800 万円をかけタブレット端末の導入が行われたが、学童生徒ほどの程度 <b>Society5.0</b> を理解しているか。また授業は具体的にどのように行われているか。</p> <p>③ <b>Society5.0</b> 時代に向けて、生涯学習のありかたも見直す必要があると思うが、そのための準備はできているか。</p> <p>④ 読み書きに障害があったり、さまざまな理由で学校に通うことが困難な学童生徒や、外国人労働者の子女にも、すべての人に包摂的で公平に質の高い教育を提供しなければならない。一見日本では実現しているように思える、ゴール4の「質の高い教育をすべての人に」だが、かなりハードルは高い。町長の見解を伺う。</p>	<p>町長                  教育長</p>

## 一 般 質 問 通 告 書

令和元年 5 月 2 1 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 桑本 賢治

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 琴浦町立中学校の不登校に対する対策について	<p>琴浦町立中学校 2 校の不登校について、町長及び教育長の見解をお尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 琴浦町立中学校 2 校の過去 3 年間の学校別及び学年別不登校者の件数をお尋ねします。</li><li>2. 不登校が回復した件数をお尋ねします。</li><li>3.<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 不登校回復にあたっての教育委員会及び学校側での対応策をお尋ねします。</li><li>(2) 現在の不登校者に対する対応策状況をお尋ねします。</li><li>(3) このことについて、琴浦町教育委員会の役割は何かをお尋ねします。</li></ol></li></ol>	町 長 教育長
2. 安全安心な暮らしのために	<p>安心・安全な暮らしのために、次のことについて町長に見解をお尋ねします。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 平成 3 0 年度台風 2 4 号により、琴浦町田越・笠見地区で浸水被害が発生した。(関連：平成 3 0 年 1 2 月議会) 元旧川 (2 級河川) は、笠見地区から八橋一区地区内であるが、浸水被害対策として、田越地区まで延長すべき。</li><li>2. 県道 1 5 1 号線 (倉吉～東伯間) 大山乳業西側で琴浦町東伯総合公園出入口に交通信号機の設置要望に対して現時点の対応状況をお尋ねします。(平成 2 7 年 9 月議会「安全対策について」に対して、県へ陳情する回答があった。)</li></ol>	町 長

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
	<p>3. 琴浦町東伯総合公園内に常設のグランドゴルフ場（芝張り）の設置を検討されたい。</p> <p>現在、琴浦町公共施設の見直しが進められているが、その一環として多目的広場・野球場等を活用した設置を検討すべき。</p>	
<p>3. 固定資産税の減免措置について</p>	<p>住宅等建物を撤去した場合、固定資産税が数倍となる現行制度は、空き家撤去の障害となっていると考えます。</p> <p>5年程度、固定資産税の減免措置を検討すべきでは。町長の見解をお尋ねします。</p>	<p>町長</p>

## 一般質問通告書

令和元年5月22日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 手嶋 正巳

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 期日前投票所の設置場所について	先般行われた知事、県議選の期日前投票所が本庁舎の2階に設置された。 一般的には1階設置というのが普通と思うが、理由を伺う。	選 管 委員長
2. ドローン（小型無人機）の導入について	近年自然災害などが多発している。今後も発生する恐れがあると思う。それに備えてドローンを導入する考えはないか伺う。	町 長

## 一般質問通告書

令和元年5月22日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 福本 まり子

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>1. 「部落差別解消推進法」等の施行に伴う具体策について</p>	<p>2016年(平成28年)には、「障がい者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が相次いで施行されたが、これらの法律を町ではどのように具体化しているのか。</p> <p>※1. 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 障害者基本法(S45年)に基づき、平成25年制定 基本方針…平成27年2月24日閣議決定 平成28年4月1日施行</p> <p>2. 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」 平成28年6月3日公布・施行</p> <p>3. 「部落差別の解消の推進に関する法律」 平成28年12月16日公布・施行</p> <p>法の施行後におけるそれぞれの具体策は？</p> <p>①基本計画、独自事業計画(従来の事業見直し等)</p> <p>②調査の実施(対象、内容等)</p> <p>③推進方法、実践例 (研修の場合は、職員、企業、町民対象それぞれに)</p>	<p>町 長 教育長</p>
<p>2. 町有施設の維持管理について</p>	<p>①公共施設レビューの成果と課題、今後の計画は？</p> <p>②町有施設の耐震調査結果と対応は？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・どの程度の地震を想定しているか？</li> <li>・老朽化施設の改修予定は？ (特に浦安地区公民館、東伯文化センター)</li> </ul> <p>③バリアフリー化はどの程度まで考えているか？ 障がい者、高齢者に優しくないと思われる施設はどこか、また、日頃チェックしているのか、改善計画はあるのか？</p>	<p>町 長</p>

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>3. 事業仕分けについて</p>	<p>町の事業及び補助金交付事業について、個々に見直す事業仕分けは行わないのか？ やるとすれば、具体的な時期とどのような体制で行うのか？</p>	<p>町 長</p>

## 一般質問通告書

令和元年5月22日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 青 亀 壽 宏

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 上伊勢境界確定訴訟の控訴審判決を受けての琴浦町の対応について。	<p>地籍調査の過誤について争われた上伊勢境界確定訴訟の高裁松江支部の判決が出され、鳥取地裁に続いて琴浦町が完全敗訴、上告断念で判決が確定した。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>この事件は、地裁段階で琴浦町は4人の弁護士を立てて「反訴」により係争地の所有を主張し土地の侵奪を目論んだがいずれも法廷で主張が退けられた。町民の土地を地籍調査により不当に奪った結果になったが、その責任はどのように取るのか。</li><li>また当事者に対する謝罪の必要があると考えるが、その考えはあるのか?</li><li>高裁への控訴理由として「地籍調査」の信頼性の確保及び推進の障害除去、推進委員の確保を上げていたが敗訴でこれらの問題が逆に浮き彫りになったが、今後どのような対策を考えているのか。</li><li>地籍調査結果の修正の代替として「払下げ」を町が提案しながら権利のない上伊勢部落と共に払下げを妨害したのはなぜか、理由を聞きたい。</li><li>係争地の境界は司法により確定したが、登記や関連する一連の地籍調査による誤っていると思われる境界の修正などの対策はどうするのか。また、今回の事件の教訓として地籍調査結果の疑義に対する救済制度の確立を整備すべきではないか。</li><li>一連の訴訟は、琴浦町の業務の誤りを断罪した。これらに要した訴訟費用等の血税による負担は町民の納得を得られるものでないが、原因者に対して負担を求める考えはあるか。</li></ol>	町 長



質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
<p>2. 琴浦町社会福祉協議会と連携した地域福祉の確立について。</p>	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法に基づく、公益を目的とした社会福祉法人です。その社協が、4月からヘルパーの派遣を止めてしまいました。ヘルパーの手助けがあり在宅介護で暮す人にとっては暮らしにくい町になってしまった。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 自治体の主たる任務は「福祉の増進」です。ヘルパー事業は、在宅福祉の3本柱の中でも大黒柱と言われていますが、介護保険が施設介護から在宅介護に誘導される中、介護が必要になっても安心して暮せる町にすることは町行政の最も重視すべき課題ではないのか。</li> <li>2 琴浦町は近年、社会福祉協議会の経営に関わる理事を派遣せず、評議員に留まっている。社協が民間といたながらも公益を目的とした社会福祉法人としての町民の期待に応えるためには、町が地域福祉事業に主体性を持って参画し、責任を果たす必要があるのではないのか。</li> </ol>	<p>町 長</p>

## 一般質問通告書

令和元年5月22日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 押本 昌幸

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 小農（家族農業）が生産高の向上よりも利潤を求めるための町の施策について	①（小農）「国連家族農業の10年」についての見解を伺う。  (1)日吉津村「65歳以上の小規模農家 奨励金」 (2019/2/2「日本海新聞」) (2)西田栄喜氏講演会（cf. JAの生産目標拡大≠利益を確保） (3)「もうかる農業」への町の施策は。	町 長
2. 「町隣保館条例」について	①厚生労働省事務次官通知（平成14年8月29日厚労省発社援第0829001号、「参考」含む）についての見解を伺う（「設置及び運営」）  ②同（平成14年8月29日厚労省発社援0829002号、「別紙」含む）についての見解を伺う（「要綱」）  ③一般化すべきという政府の方針に反した「町隣保館条例」（平成16年9月制定）は廃止すべきと思うが、町長の見解を伺う。	町 長

## 一 般 質 問 通 告 書

令和元年 5 月 22 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 高塚 勝

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 同和固定資産税減免について	平成31年3月議会で「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱の廃止を求める決議」が議決された。これは琴浦町という団体をしぼる決定で、無視はできない。町長は、どの様に対応するのか。	町 長
2. 議員の発言権の保障について	<p>昨年6月定例議会での私の一般質問で「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」の記述の中に「対象地域となるのは行政区域を単位とする」とあるので、行政区域は具体的にどこでしょう。と質問した事に対して、平成31年3月27日に開催された琴浦町差別事象対策委員会（委員長山口副町長）が、私のこの発言が差別発言であり、県の人権局に報告すると決定報告されている。当事者である私には一切聴取もせず、一方的に差別発言と断定した事は欠席裁判である。</p> <p>議員は町政に対して自由に発言する権利があり、自治法でも「無礼の言葉を使用し、又は、他人の私生活にわたる言論をしてはならない」(第132条)だけである。</p> <p>議会会議規則第6章（発言）に基づいて行った発言を差別発言と決定することは、私に対する著しい侮辱であり、二元代表制の根幹に係る重大な問題である。即時撤回と謝罪、関係者の処分を求める。</p>	町 長

## 一般質問通告書

令和元年5月22日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 大平 高志

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 町道の改良について	町道小学校松ヶ谷・荒神谷線から国道9号線に接する部分は視界も悪く道路拡幅が必要と以前から求めているが、調査以後は具体的な進展がない。早期の事業着手を国交省に求める考えは無いのか。	町 長
2. 乾杯条例制定に伴う事業展開について	先の議会で「ふるさとの恵みで乾杯条例」が制定された。町の役割として、条例趣旨実現のために地元産飲料等の販売に関わる事業者と協力し、必要な措置を講ずる事を求めている。具体的な取り組みを行う考えは。	町 長
3. 琴浦パーキングの利活用について	琴浦パーキングは9号線と接続され、隣接する「道の駅琴の浦」も盛況だが、昼食時に混雑するなど不便が起きている。施設整備・拡張の検討、周辺整備の考えは。また、夜間利用が不便と利用者から聞いている。例えばコンビニなどを誘致する考えは。	町 長
4. 住宅新築資金の問題解決について	住新貸付の解消は待ったなしで、議会においても特別委員会を設置し取り組みを行っているが、執行部において最終的に解決までのロードマップは組まれているのか伺う。	町 長

## 一般質問通告書

令和元年5月22日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和 様

琴浦町議会議員 桑本 始

次の事項について質問します。

質問項目	質問要旨(内容)	答弁者
1. 「関係人口」増で将来の定住確保について  “人口減少地域を救う新しいキーワードは「関係人口」だ”	1 合併後の人口減・定住の実態は。また、地域人口ビジョン策定業務委託との関連について。  2 「関係人口」増で将来の定住確保と、県の関係案内所との連携について。	町 長